

第五十号議案

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年九月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 江戸川区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成七年三月別表第一に次のように加える。

東京都計画東葛西一丁目付近地区地区整備計画区域

東京都計画東葛西一丁目付近地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 東京都計画東葛西一丁目付近地区地区整備計画区域 | 住居街区 | 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの | 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの |
| 環状七号線沿道街区 近隣商業街区A | 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの | 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの | 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの |
| (一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの (二) デートクラブ (三) マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類するもの | (一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの | (一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの (二) ホテル又は旅館 (三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場その他これらに類する運動施設 | (一) 風営法に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設（無店舗型、映像送信型等を含む。）その他これに類するもの (二) ホテル又は旅館 (三) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場その他これらに類する運動施設 |
| | | | |
| | | | 九十㎡ |
| | | | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。 |
| (一) 前号の規定にかかわらず、最高限度を超えない。 | (一) 前号の規定にかかわらず、最高限度を超えない。 | (一) 前号の規定にかかわらず、最高限度を超えない。 | (一) 前号の規定にかかわらず、最高限度を超えない。 |
| (二) 法第十九条の規定は適用しない。 | (二) 法第十九条の規定は適用しない。 | (二) 法第十九条の規定は適用しない。 | (二) 法第十九条の規定は適用しない。 |
| | | | |

(説明)

東京都市計画東葛西一丁目付近地区地区整備計画の決定がされたため、条例の適用区域に東京都市計画東葛西一丁目付近地区地区整備計画区域を加える必要があるので、本案を提出いたします。